

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により次の通り公表します。

1. 協議の場を設けた区域の範囲

境港（中海干拓地を除く）

中海干拓地

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成 30 年 3 月 29 日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○経営体数

| | 法人 | 個人 |
|--------------|-------|--------|
| 境港（中海干拓地を除く） | 7 経営体 | 21 経営体 |
| 中海干拓地 | 6 経営体 | 13 経営体 |

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

両区域ともに、担い手はあるが十分ではない。

5. 農地中間管理機構の活用方針

地域の農地所有者は、市農業公社または農地中間管理機構に貸し付ける。

ただし、新規の場合は原則として農地中間管理機構に貸し付けるものとする。

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

担い手への農地集積・集約化を進めるため、利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6. 地域農業の将来のあり方

担い手農家の意向を受け、積極的に遊休農地の発生防止及び解消に努め、農地の有効利用を図る。小規模農家や高齢農家もなくてはならない存在であるので、そのような農家の経営も継続させていきながら、認定農業者等への利用集積が図られるよう、生産者同士が十分な話し合いを行うことで小規模農家等の理解と協力を求めていくこととする。